

平成32年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について

教 職 員 課

2020年度教員採用候補者選考審査における変更について

教 職 員 課

1 募集対象及び出願資格の変更

- ・一般選考及び特別選考（「現職教員を対象とした選考」、「本県での教職経験を有する者を対象とした選考」を除く）の年齢要件を49歳以下に統一。
- ・「現職教員を対象とした選考」、「本県での教職経験を有する者を対象とした選考」の年齢要件を59歳以下に拡大。
- ・「現職教員を対象とした選考」の「3年以上の実勤務」の要件を「2年以上の実勤務」に短縮。
- ・高等学校教諭の募集教科に「情報」を新設。
- ・「特別免許状授与を前提とした社会人選考」に、中学校教諭「英語」、高等学校教諭「英語」、「情報」を新設。
- ・「身体に障がいのある者を対象とした選考」における「自力で通勤ができ、介助者無しに教員の職務の遂行が可能な者」の要件を廃止。

一般選考及び「スポーツ特別選考」の年齢要件を、現在の39歳以下から49歳以下に拡大し、その他の特別選考（「現職教員を対象とした選考」、「本県での教職経験を有する者を対象とした選考」を除く）と統一します。

他県で教員をしている即戦力の人材の採用を図るため、「現職教員を対象とした選考」の年齢要件を、現在の49歳以下から59歳以下に拡大します。同様に、「本県での教職経験を有する者を対象とした選考」についても、教職復帰の意欲がある人の受審を想定し年齢要件を59歳以下に拡大します。

なお、「現職教員を対象とした選考」の「3年以上の実勤務」の要件は、「臨時教員に係る特別選考」の要件が「24月以上の勤務経験」であることを踏まえ、「2年以上の実勤務」に短縮します。

高等学校学習指導要領の改訂や大学入試教科の動向を踏まえ、情報教育の更なる充実を図るため、高等学校教諭の募集対象に「情報」を新設します。

「特別免許状授与を前提とした社会人選考」については、中学校教諭「英語」、高等学校教諭「英語」、「情報」を新設し、優れた知識や技術を有する多様な人材の確保を目指します。

「身体に障がいのある者を対象とした選考」の要件については、「身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から6級までの者」のみとします。

2 審査日程の短縮

実技審査を行う校種・教科等（小学校、中学校・高校の音楽・美術・保体、高校の書道、特支中高の基礎免が実技審査を伴う教科）の受審に係る日数を1日削減。

このことにより、全受審者が最大4日（第1次審査2日、第2次審査2日）の日程で受審可能となり、受審者の負担軽減につながります。

3 審査内容の軽減

- ・第1次審査の教養審査を90分から、60分に削減。
- ・中学校・高等学校教諭「英語」第1次審査の実技審査を廃止。
- ・中学校・高等学校教諭「音楽」第1次審査の実技審査の聴音記譜を廃止。
- ・小学校教諭第2次審査の体育実技と音楽実技は、受審者が一方を選択。

受審に係る日数を削減することを踏まえ、教養審査の審査内容を精選することにより、審査時間と設問数を縮減します。

また、高等学校教諭「英語」において2018年度採用審査から英検準1級相当以上の資格要件化を実施し、中学校教諭「英語」についても2020年度採用審査から同様の要件化を行うことに伴い、中学校・高等学校教諭「英語」の実技審査を廃止します。

中学校・高等学校教諭「音楽」の実技審査については、これまで実施していた4項目（弾き歌い、自由曲、アルトリコーダー初見演奏、聴音記譜）から、聴音記譜を廃止し3項目とします。

小学校教諭の実技審査は、現在の4項目（英語、水泳、体育、音楽）から、体育と音楽のいずれか一方を受審者が選択できるようにし、3項目とすることで、受審者の専門性をより重視した選考を行います。

4 名簿登載期間更新制度の拡大

制度の対象を、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭にも拡大。

これまでは小学校教諭のみを対象としていましたが、他の校種においても、出願教科・科目における大学院修学により、高い専門性を身につけた優秀な教員を確保するため、対象を拡大します。